

生駒市規則第 2 号

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 1 月 23 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則

生駒市火災予防規則（平成 2 年 5 月生駒市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条の次に次の 2 条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第 18 条 条例第 47 条の 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物で、法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査において屋内消火栓設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第 47 条の 3 第 1 項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第 19 条 条例第 47 条の 3 第 1 項の規定による公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、本市のホームページへの掲載により行うものとする。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。